

「明石市空家等の適正な管理に関する条例」及び「明石市空家等対策計画(素案)」の  
一部改正素案に対する意見公募手続の実施結果

「明石市空家等対策計画(素案)」に関する意見募集を行ったところ、3件(2名)のご意見の提出をいただきました。  
寄せられたご意見とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	該当箇所	寄せられたご意見	市の考え方
空家等対策計画(改正素案)について			
1	○空き家、高齢者世帯の多い地域の活性化について	空き家、高齢者世帯の多い地域に保育園や病児保育、市役所施設、病院、大型スーパー、等重要なインフラになるような施設等を設置し、街を活性化することで、空き家問題を解決してください。魚住地区の高齢者問題が深刻とまるちゃんカフェで市職員が言ってました。今後は明石地区、西明石、大久保地区とすでに若者世帯が集まり栄えている場所に投資するものではなく魚住地区に重要施設を作ったり投資することにより魚住が便利なので魚住地区で家を建てたいと思えるように発展させてください。地域人気が出れば空き家問題は解決しますし、土地価格も上がれば家を売る高齢者もお金に困らないと思います。	本計画は本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために管理不全となる空家等の発生を抑制し、市民等の生命、身体及び財産の保護、並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的として策定するものです。 ご意見にありますように空き家対策を進めていくうえで、地域の活性化も必要となることから、いただいたご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。

2	<p>○所有者支援制度の見直し。特別控除制度の廃止及び固定資産税の増額</p>	<p>空き家1件に譲渡所得から3000万円の特別控除する予算があるなら、その分を空き家周辺の環境整備の予算に回してください。補助金を出すよりも空き家に対する固定資産税等、その他税金を増額したり未納の場合差し押さえたりしたほうが空き家対策になると思います。</p>	<p>ご意見をいただきました制度につきましては、国の制度であり、空き家を相続した方に早期に譲渡することを促すことで空き家の発生を抑制することを目的としております。</p> <p>また、適正に維持管理されていないことにより周辺が悪影響を受ける管理不全空家等、また、特定空家等につきましては、法に基づく勧告を行うことによって、住宅用地特例が除外され土地の固定資産税が増額されることとなります。</p> <p>空き家対策として、空き家の状態や空き家所有者の状況に応じた施策があることから、これらの効果的な運用について、調査研究しながら、取組みを進めてまいります。</p>
---	---	---	--

<p>3</p>	<p>第8章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項（法第7条第2項第7号）</p>	<p>沢山相談の窓口があるのですが、不動産という大きな財産価値のあるものの処分等は、大変エネルギーのいるものです。時間、資力、手続き等の手間など、一步を踏み出す前に嫌気が指してしまうかもしれません。</p> <p>折角作った法律や制度をもっともっと住民が手軽に知れる、活用できる仕組みが必要です。</p> <p>平日、例え毎日でなくても良いので、遅い時間まで相談窓口があればということと、出来れば土日祝日も利用できる窓口があれば良いと思います。また、制度が円滑に利用されるためには、行政間でも協力し合うことも必要だと思うので、例えば高齢者の方ならふれあう方が医療関係者（医者・訪問看護師等）、介護士の方など、そういった方から聞く情報が多いと思います。そういった方が勤務する場所などにもパンフレットを置いておくのも良いかと思います。先に述べたように、お正月時期や、GW、お盆の時など親族が集まりそうな時期に、周知のためのイベント的なものをして下さるといいのにと思います。</p> <p>「勧告」など言葉だけ聞くと、怖くなってしまいう人もいるかも知れない法律や政策と、市民を緩やかに優しくつなげていただけたらと思います。</p>	<p>ご意見にありますように空き家所有者はそれぞれの事情から空き家を所有し、空き家の処分等について、どう動けばよいかわからずお困りの方がいらっしゃると思います。</p> <p>そういった方々のニーズに応えることができるような相談体制や窓口について、今回のご意見を参考に検討し、取組んでまいります。</p>
----------	--	--	--